

令和 8 年 8 月 2 5 日 招 集

第 5 回 天 草 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案 書

天 草 市

令和 8 年第 5 回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第 7 号	専決処分事項の報告について	令和 8 年 8 月 2 5 日		
報告第 8 号	専決処分事項の報告について	〃		
報告第 9 号	令和 7 年度決算に係る健全化判断比率 及び資金不足比率の報告について	〃		
議第 6 0 号	専決処分事項の承認について（令和 8 年 度天草市一般会計補正予算第 3 号）	〃		
議第 6 1 号	天草市新型コロナウイルス感染症対策 基金条例を廃止する条例の制定につい て	〃		
議第 6 2 号	天草市特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業の運営の基準に関する条例 及び天草市家庭的保育事業等の設備及 び運営の基準に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	〃		
議第 6 3 号	字の区域の変更について	〃		
議第 6 4 号	字の区域の変更について	〃		
議第 6 5 号	令和 8 年度天草市一般会計補正予算（第 4 号）	〃		
議第 6 6 号	令和 8 年度介護保険特別会計補正予算 （第 2 号）	〃		
議第 6 7 号	令和 8 年度天草市病院事業会計補正予 算（第 1 号）	〃		
議第 6 8 号	令和 8 年度天草市下水道事業会計補正 予算（第 2 号）	〃		
議第 6 9 号	令和 7 年度天草市一般会計歳入歳出決 算の認定について	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第 7 0 号	令和 7 年度天草市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	令和 8 年 8 月 2 5 日		
議第 7 1 号	令和 7 年度天草市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第 7 2 号	令和 7 年度天草市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第 7 3 号	令和 7 年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第 7 4 号	令和 7 年度天草市国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第 7 5 号	令和 7 年度天草市斎場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第 7 6 号	令和 7 年度天草市一町田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第 7 7 号	令和 7 年度天草市新合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第 7 8 号	令和 7 年度天草市病院事業会計決算の認定について	〃		
議第 7 9 号	令和 7 年度天草市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃		
議第 8 0 号	令和 7 年度天草市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃		

報告第 7 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 事故発生日時 令和 8 年 5 月 26 日（火曜日）
午後 4 時頃
- 2 事故発生場所 天草市小松原町 204 番地 2（株式会社浜本商会敷地）付近
- 3 和解の相手方 天草市在住者（車両保有者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、本市職員が運転する公用車が同敷地から市道に進入しようとしたところ、走行中の相手方車両に接触し、双方の車両に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 270,000 円（相手方車両分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 8 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 事故発生日時 令和 8 年 6 月 26 日（金曜日）
午後 2 時頃
- 2 事故発生場所 天草市志柿町 6922 番地（天草市汚泥再生処理センター内）
- 3 和解の相手方 熊本県天草市牛深町 1705 番地
有限会社牛深環境整備センター（車両保有者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、相手方車両が施設内の自動扉を通過しようとしたところ、当該自動扉が閉鎖し始め、相手方車両に接触し、損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 8,796 円（相手方車両分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第9号

令和7年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和8年8月25日提出

天草市長 馬場 昭治

1 健全化判断比率

	天草市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.75%	20.00%
連結実質赤字比率	—	16.75%	30.00%
実質公債費比率	7.9%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	350.0%	—

2 資金不足比率

特別会計名	天草市	経営健全化基準
天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計	—	20.0%
天草市病院事業会計	—	
天草市水道事業会計	—	
天草市下水道事業会計	—	

議第 60 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 8 年度天草市一般会計補正予算（第 3 号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 8 年 8 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第9号

専 決 処 分 書

令和8年度天草市一般会計補正予算（第3号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年8月5日

天草市長 馬場 昭治

（専決処分の理由）

令和8年熊本地震に伴う被災者支援等に係る経費について、その予算措置に急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和 8 年度天草市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度天草市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 43,201 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 61,124,145 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		10,192,620	2,399	10,195,019
	2 国庫補助金	1,115,822	2,399	1,118,221
16 県支出金		4,653,793	12,702	4,666,495
	1 県負担金	2,617,680	12,702	2,630,382
19 繰入金		4,029,064	21,600	4,050,664
	2 基金繰入金	3,972,927	21,600	3,994,527
22 市債		4,759,500	6,500	4,766,000
	1 市債	4,759,500	6,500	4,766,000
補正されなかった款項に係る額		37,445,967		37,445,967
歳入合計		61,080,944	43,201	61,124,145

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		9,084,130	15,400	9,099,530
	1 総務管理費	8,431,002	15,400	8,446,402
3 民生費		18,763,344	13,002	18,776,346
	5 災害救助費	6,050	13,002	19,052
4 衛生費		7,235,730	4,799	7,240,529
	2 環境費	4,133,764	4,799	4,138,563
10 災害復旧費		4,892,570	10,000	4,902,570
	1 農林水産施設災害復旧費	469,760	10,000	479,760
補正されなかった款項に係る額		21,105,170		21,105,170
歳出合計		61,080,944	43,201	61,124,145

第2表 地方債補正

1 変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	1,484,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金については その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。ただし、 市財政の都合により据 置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換え することができる。	1,490,700	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

議第 6 1 号

天草市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例の制定について

天草市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例

天草市新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和 3 年天草市条例第 3 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

天草市新型コロナウイルス感染症対策基金の廃止に伴い、条例を廃止する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 6 2 号

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 2 6 年天草市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 1 条・」を「第 5 1 条―」に改める。

第 2 条第 6 号中「小規模保育事業 児童福祉法」を「満 3 歳未満等小規模保育事業 児童福祉法」に、「小規模保育事業をいう」を「小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業を除く。）をいう」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(6)の 2 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業に限る。）をいう。

第 2 条第 1 1 号の次に次の 3 号を加える。

(11)の 2 教育認定子ども 法第 2 7 条第 1 項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の 3 満 3 歳以上保育認定子ども 法第 2 7 条第 1 項に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の 4 保育認定子ども 法第 2 9 条第 2 項に規定する保育認定子どもをいう。

第 6 条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」

を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第４項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第７条第２項中「法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第９条第１項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第１２条の見出し中「教育」を「特定教育」に改める。

第１３条第４項第３号ア（ア）中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ（ア）中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第２０条第７号中「及び第３項」を削り、「選考方法」の次に「及び同条第３項に規定する選考の方法」を加える。

第２２条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第２５条中「幼稚園」を「学校教育法第１条に規定する幼稚園」に、「にあつては学校教育法」を「にあつては同法」に改める。

第３５条第１項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」に、「同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「

教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３６条第１項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３７条第１項中「第２８条」を「第２７条」に、「第３１条」を「第２７条」に、「第３３条」を「第２７条」に改め、同条第２項を次のように改める。

２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第４３条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第３７条に次の１項を加える。

３ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加え、「以下この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「前項の選考方法」を「前2項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「当該特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」を、「により特定地域型保育」の次に「（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。）」を加え、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、同条第9項中「第1項第1号及び第2号」を「同項第1号及び第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項に規定する選考方法」を「第39条第2項及び第3項

に規定する選考の方法」に改める。

第４７条第１項及び第２項ただし書中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第４８条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第４９条第２項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第５０条中「満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第１２条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第１４条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項」を「第１４条第１項」に、「と読み替える」を「と、第２５条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第２７条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第５１条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第１項」を「第５２条第１項」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「いう。次条第３項」の次に「及び第５２条第３項」を、「この章（」の次に「第３７条第３項、第３９条第３項及び」を加え、「含む。次条第３項」を「含む。第５２条第３項」に改め、「以下この章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、「同条第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育子どもを除き、第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）」に改め、「第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・

保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の１条を加える。

第５１条の２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２ 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第３７条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３ 特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第３７条第２項、第３９条第２項及び第４０条第２項を除き、第５０条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第３項中「第１９条第２号」とあるのは「第１９条第１号」と、「満３歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第１９条第２号」と、「法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項「前４項」とあるのは「前３項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

（天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年天草市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次に掲げる事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を加え、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行方施設」の次に「又は事業所」を加える。

第13条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業

務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第16条第2項第3号中「第1号及び第2号」を「前2号」に改める。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を、「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第29条第2項第3号中「法第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務す

る特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- ５ 第２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第３５条中「第６条の３第１０項」を「第６条の３第１０項第１号」に改める。

第４３条第８号中「の各号」を削る。

第４４条第３項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

- ４ 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- ５ 前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４７条第３項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

- ４ 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- ５ 前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行うことができる保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４８条中「と、同条第４号中「次号」とあるのは「第４８条において準用する第２８条第５号」」を削る。

附則第３条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満３歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第６条中「家庭的保育事業等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第９条中「法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい、第２９条第３項若しくは第４４条第３項」を「第２９条第３項若しくは第４項若しくは第４４条第３項若しくは第４項」に、「保育士の数（前２条の規定の適用がないとした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項の規定により算定されるものをいう。）」を「前２条の規定の適用がないものとした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項により算定される保育士の数」に改める。

附 則

- １ この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第２条中天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第１３条の改正規定は令和８年１２月２５日から施行する。
- ２ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第３条第４項及び第６条第３項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和８年内閣府令第３号）の施行等を踏まえ、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

議第 6 3 号

字の区域の変更について

天草市の字の区域を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により次のとおり変更するものとする。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

変更前 の大字	変更前 の 字	区 域	変更後 の大字	変更後 の 字
栢宇土町	新休	3 2 3 2 番 1 の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部	栢宇土町	下新休
栢宇土町	下新休	3 2 5 1 番 1 の一部、3 2 5 4 番 2 の一部、3 2 5 5 番の一部、3 2 5 6 番の一部、3 2 5 7 番 1 の一部、3 2 6 0 番の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	栢宇土町	新休
栢宇土町	平床	3 3 9 1 番 4 に隣接する道路である公有地の一部	栢宇土町	平床ノ上
栢宇土町	平床ノ上	字平床 3 3 9 3 番 1 に隣接する道路である公有地の一部	栢宇土町	平床
栢宇土町	土手	3 4 0 9 番に隣接する水路である公有地の全部	栢宇土町	平床

（提案理由）

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 6 4 号

字の区域の変更について

天草市の字の区域を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により次のとおり変更するものとする。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

変更前 の大字	変更前 の 字	区 域	変更後 の大字	変更後 の 字
城河原一 丁目	開キ	2 9 2 0 番から 2 9 2 6 番まで	城河原一 丁目	源ノ尾
城河原一 丁目	山手河内	2 4 5 0 番 1、2 4 5 0 番 2 及びこれ らの区域に隣接する道路である公有 地の全部	城河原一 丁目	源ノ尾
城河原一 丁目	開キ	2 9 1 5 番 3 及びこの区域に隣接す る水路である公有地の全部	城河原一 丁目	平河内
城河原一 丁目	山手河内	2 4 6 1 番 2 の一部、2 4 6 2 番の一 部、2 4 6 3 番の一部、2 4 6 4 番 1 の一部及びこれらの区域に隣接する 道路である公有地の全部	城河原一 丁目	平河内
城河原一 丁目	櫻ノ迫	2 8 2 3 番 1 の一部、2 8 2 4 番の一 部、2 8 2 7 番 2 の一部及びこれらの 区域に隣接介在する道路である公有 地の全部並びに 2 8 2 7 番 1、2 8 2 8 番、2 8 3 0 番に隣接する道路であ る公有地の一部	城河原一 丁目	平河内

城河原一丁目	平河内	字榮河内 2 7 4 6 番 3、2 7 4 6 番 4 に隣接する道路である公有地の全部	城河原一丁目	榮河内
城河原一丁目	平河内	2 6 3 3 番の一部及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部	城河原一丁目	塚ノ丸
城河原一丁目	榮河内	2 7 3 5 番の一部、2 7 3 7 番の一部、2 7 3 8 番、2 7 4 0 番 1 の一部、2 7 4 0 番 2 の一部及びこれら区域に隣接する水路である公有地の全部	城河原一丁目	塚ノ丸
城河原一丁目	塚ノ丸	2 6 6 1 番の一部、2 6 6 2 番の一部及びこれら区域に隣接する道路である公有地の全部	城河原一丁目	榮河内

（提案理由）

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 6 5 号

令和 8 年度天草市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度天草市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 430,910 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 61,555,055 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		138,804	1,000	139,804
	1 分担金	63,445	1,000	64,445
15 国庫支出金		10,195,019	45,975	10,240,994
	2 国庫補助金	1,118,221	45,975	1,164,196
16 県支出金		4,666,495	112,603	4,779,098
	2 県補助金	1,873,493	112,603	1,986,096
18 寄附金		2,515,000	71,863	2,586,863
	1 寄附金	2,515,000	71,863	2,586,863
19 繰入金		4,050,664	84,569	4,135,233
	2 基金繰入金	3,994,527	84,569	4,079,096
21 諸収入		549,175	1,500	550,675
	5 雑入	475,526	1,500	477,026
22 市債		4,766,000	113,400	4,879,400
	1 市債	4,766,000	113,400	4,879,400
補正されなかった款項に係る額		34,242,988		34,242,988
歳 入 合 計		61,124,145	430,910	61,555,055

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		9,099,530	23,272	9,122,802
	1 総務管理費	8,446,402	16,732	8,463,134
	4 戸籍住民基本台帳費	170,311	6,292	176,603
	7 監査委員費	27,504	248	27,752
3 民生費		18,776,346	38,810	18,815,156
	2 高齢者福祉費	4,837,644	10,180	4,847,824
	3 児童福祉費	6,821,632	28,630	6,850,262
4 衛生費		7,240,529	25,347	7,265,876
	2 環境費	4,138,563	25,347	4,163,910
5 農林水産業費		2,459,571	17,814	2,477,385
	1 農業費	1,466,337	16,815	1,483,152
	2 林業費	299,712	999	300,711
6 商工費		2,570,949	289,855	2,860,804
	1 商工費	2,570,949	289,855	2,860,804
7 土木費		2,709,241	21,256	2,730,497
	3 河川費	281,043	15,000	296,043
	7 住宅費	571,550	6,256	577,806
10 災害復旧費		4,902,570	14,556	4,917,126
	1 農林水産施設災害復旧費	479,760	12,300	492,060
	3 文教施設災害復旧費	0	2,256	2,256
補正されなかった款項に係る額		13,365,409		13,365,409
歳出合計		61,124,145	430,910	61,555,055

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公用車購入事業	3,612
		スポーツ施設整備事業	164,530
6 商工費	1 商工費	地域経済循環創造事業	30,000
		鬼海ヶ浦展望公園整備事業	163,163
9 教育費	6 学校給食費	学校給食設備整備事業	19,536

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
スクールバス運行管理業務委託料	令和9年度～令和11年度	2,424,024
一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務委託料	令和9年度	35,938
天草広域連合負担金(新ごみ処理施設整備費)	令和9年度～令和10年度	19,240

第4表 地方債補正

1 変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉施設整備事業	34,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金については その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。ただし、 市財政の都合により据 置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換え することができる。	43,600	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
クリーンセンター 整備事業	673,200	〃	〃	〃	683,200	〃	〃	〃
農業農村整備事業	128,500	〃	〃	〃	136,900	〃	〃	〃
観光施設整備事業	58,100	〃	〃	〃	139,600	〃	〃	〃
災害復旧事業	1,490,700	〃	〃	〃	1,495,300	〃	〃	〃

議第 6 6 号

令和 8 年度天草市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度天草市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,180 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,485,082 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		2,085,712	10,180	2,095,892
	1 一般会計繰入金	1,787,712	10,180	1,797,892
補正されなかった款項に係る額		9,389,190		9,389,190
歳入合計		11,474,902	10,180	11,485,082

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		267,000	10,180	277,180
	1 総務管理費	144,140	3,036	147,176
	3 介護認定審査会費	110,078	7,144	117,222
補正されなかった款項に係る額		11,207,902		11,207,902
歳出合計		11,474,902	10,180	11,485,082

議第 6 7 号

令和 8 年度天草市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度天草市の病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度天草市病院事業会計予算第 4 条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「208,142 千円」を「216,461 千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「524 千円」を「589 千円」に、過年度分損益勘定留保資金「207,618 千円」を「215,872 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収 入	
第 1 款 資本的収入	265,099 千円	5,799 千円	270,898 千円
第 3 項 県補助金	4,125 千円	5,799 千円	9,924 千円
		支 出	
第 1 款 資本的支出	473,241 千円	14,118 千円	487,359 千円
第 1 項 建設改良費	115,372 千円	14,118 千円	129,490 千円

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

議第 6 8 号

令和 8 年度天草市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 令和 8 年度天草市の下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度天草市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

なお、営業費用中修繕費 7, 0 0 0 千円の財源に充てるため、企業債 7, 0 0 0 千円を借り入れる。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 下水道事業費用	1, 919, 834 千円	7, 000 千円	1, 926, 834 千円
第 1 項 営業費用	1, 860, 415 千円	7, 000 千円	1, 867, 415 千円

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

議第 69 号

令和 7 年度天草市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度天草市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和7年度
天草市一般会計歳入歳出決算書

歳入合計	65,463,301,362	円
歳出合計	61,123,145,649	円
歳入歳出差引残額	4,340,155,713	円
うち翌年度へ繰越すべき財源	777,786,000	円

令和7年度 一般会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 市税		7,612,981,000	8,012,035,835	7,871,310,252	14,959,516	127,703,267	258,329,252
	1 市民税	2,985,048,000	3,218,259,373	3,183,290,245	2,800,159	33,818,569	198,242,245
	2 固定資産税	3,432,851,000	3,575,665,000	3,482,170,034	10,819,802	82,917,562	49,319,034
	3 軽自動車税	311,831,000	332,090,238	328,411,483	341,580	3,364,375	16,580,483
	4 市たばこ税	543,000,000	534,091,796	534,091,796	0	0	△ 8,908,204
	6 入湯税	25,500,000	25,303,050	25,303,050	0	0	△ 196,950
	7 都市計画税	314,751,000	326,626,378	318,043,644	997,975	7,602,761	3,292,644
2 地方譲与税		592,718,000	586,040,000	586,040,000	0	0	△ 6,678,000
	1 地方揮発油譲与税	113,000,000	110,128,000	110,128,000	0	0	△ 2,872,000
	2 自動車重量譲与税	366,000,000	365,914,000	365,914,000	0	0	△ 86,000
	3 森林環境譲与税	112,418,000	108,131,000	108,131,000	0	0	△ 4,287,000
	4 航空機燃料譲与税	1,300,000	1,867,000	1,867,000	0	0	567,000
3 利子割交付金		3,000,000	12,058,000	12,058,000	0	0	9,058,000
	1 利子割交付金	3,000,000	12,058,000	12,058,000	0	0	9,058,000
4 配当割交付金		26,000,000	48,829,000	48,829,000	0	0	22,829,000
	1 配当割交付金	26,000,000	48,829,000	48,829,000	0	0	22,829,000
5 株式等譲渡所 得割交付金		39,000,000	67,655,000	67,655,000	0	0	28,655,000
	1 株式等譲渡所得割 交付金	39,000,000	67,655,000	67,655,000	0	0	28,655,000

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
6 法人事業税交 付金		150,000,000	145,547,000	145,547,000	0	0	△ 4,453,000
	1 法人事業税交付金	150,000,000	145,547,000	145,547,000	0	0	△ 4,453,000
7 地方消費税交 付金		1,900,000,000	2,148,227,000	2,148,227,000	0	0	248,227,000
	1 地方消費税交付金	1,900,000,000	2,148,227,000	2,148,227,000	0	0	248,227,000
8 ゴルフ場利用 税交付金		10,000,000	9,754,389	9,754,389	0	0	△ 245,611
	1 ゴルフ場利用税交 付金	10,000,000	9,754,389	9,754,389	0	0	△ 245,611
9 環境性能割交 付金		62,000,000	48,321,000	48,321,000	0	0	△ 13,679,000
	1 環境性能割交付金	62,000,000	48,321,000	48,321,000	0	0	△ 13,679,000
10 地方特例交付 金		52,000,000	43,285,000	43,285,000	0	0	△ 8,715,000
	1 地方特例交付金	52,000,000	43,285,000	43,285,000	0	0	△ 8,715,000
11 地方交付税		23,067,507,000	23,879,467,000	23,879,467,000	0	0	811,960,000
	1 地方交付税	23,067,507,000	23,879,467,000	23,879,467,000	0	0	811,960,000
12 交通安全対策 特別交付金		6,000,000	4,103,000	4,103,000	0	0	△ 1,897,000
	1 交通安全対策特別 交付金	6,000,000	4,103,000	4,103,000	0	0	△ 1,897,000
13 分担金及び負 担金		100,738,000	94,203,603	90,828,582	452,493	2,922,528	△ 9,909,418
	1 分担金	25,777,000	12,864,990	12,558,168	0	306,822	△ 13,218,832
	2 負担金	74,961,000	81,338,613	78,270,414	452,493	2,615,706	3,309,414

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
14 使用料及び手数料		694,207,000	678,606,213	635,617,311	0	42,988,902	△ 58,589,689
	1 使用料	487,195,000	485,843,612	456,459,935	0	29,383,677	△ 30,735,065
	2 手数料	207,012,000	192,762,601	179,157,376	0	13,605,225	△ 27,854,624
15 国庫支出金		10,248,215,500	8,867,341,359	8,867,341,359	0	0	△ 1,380,874,141
	1 国庫負担金	6,504,876,000	6,226,727,896	6,226,727,896	0	0	△ 278,148,104
	2 国庫補助金	3,724,839,500	2,620,621,763	2,620,621,763	0	0	△ 1,104,217,737
	3 国庫委託金	18,500,000	19,991,700	19,991,700	0	0	1,491,700
16 県支出金		5,142,175,500	4,412,830,022	4,412,830,022	0	0	△ 729,345,478
	1 県負担金	2,744,507,000	2,594,912,646	2,594,912,646	0	0	△ 149,594,354
	2 県補助金	2,078,472,500	1,528,603,035	1,528,603,035	0	0	△ 549,869,465
	3 県委託金	319,196,000	289,314,341	289,314,341	0	0	△ 29,881,659
17 財産収入		141,570,000	145,473,106	142,698,822	0	2,774,284	1,128,822
	1 財産運用収入	111,267,000	119,864,686	117,090,402	0	2,774,284	5,823,402
	2 財産売払収入	30,303,000	25,608,420	25,608,420	0	0	△ 4,694,580
18 寄附金		2,526,000,000	1,943,519,611	1,943,519,611	0	0	△ 582,480,389
	1 寄附金	2,526,000,000	1,943,519,611	1,943,519,611	0	0	△ 582,480,389
19 繰入金		3,738,944,000	3,651,344,565	3,651,344,565	0	0	△ 87,599,435
	1 特別会計繰入金	53,060,000	53,060,000	53,060,000	0	0	0
	2 基金繰入金	3,685,884,000	3,598,284,565	3,598,284,565	0	0	△ 87,599,435

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
20 繰越金		4,336,667,000	4,336,667,327	4,336,667,327	0	0	327
	1 繰越金	4,336,667,000	4,336,667,327	4,336,667,327	0	0	327
21 諸収入		1,023,800,000	1,016,823,437	942,357,122	67,500	74,398,815	△ 81,442,878
	1 延滞金、加算金及 び過料	2,195,000	2,741,306	2,741,306	0	0	546,306
	2 市預金利子	13,026,000	13,582,624	13,582,624	0	0	556,624
	3 貸付金元利収入	521,000	692,796	469,692	0	223,104	△ 51,308
	4 受託事業収入	52,265,000	48,231,120	48,231,120	0	0	△ 4,033,880
	5 雑入	955,793,000	951,575,591	877,332,380	67,500	74,175,711	△ 78,460,620
22 市債		9,100,100,000	5,575,500,000	5,575,500,000	0	0	△ 3,524,600,000
	1 市債	9,100,100,000	5,575,500,000	5,575,500,000	0	0	△ 3,524,600,000
歳 入 合 計		70,573,623,000	65,727,631,467	65,463,301,362	15,479,509	250,787,796	△ 5,110,321,638

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 議会費		274,806,000	261,527,860	0	13,278,140	13,278,140
	1 議会費	274,806,000	261,527,860	0	13,278,140	13,278,140
2 総務費		13,191,865,000	11,741,567,904	336,865,000	1,113,432,096	1,450,297,096
	1 総務管理費	12,291,521,000	10,945,498,151	319,163,000	1,026,859,849	1,346,022,849
	2 徴税費	346,236,000	324,417,452	0	21,818,548	21,818,548
	3 地籍調査費	40,837,000	32,337,327	0	8,499,673	8,499,673
	4 戸籍住民基本台帳費	185,633,000	174,280,677	2,178,000	9,174,323	11,352,323
	5 選挙費	230,367,000	171,622,196	15,524,000	43,220,804	58,744,804
	6 統計調査費	70,544,000	67,212,369	0	3,331,631	3,331,631
	7 監査委員費	26,727,000	26,199,732	0	527,268	527,268
3 民生費		19,852,101,000	18,638,031,618	181,657,000	1,032,412,382	1,214,069,382
	1 社会福祉費	6,014,873,000	5,691,003,184	0	323,869,816	323,869,816
	2 高齢者福祉費	4,694,058,000	4,616,429,904	941,000	76,687,096	77,628,096
	3 児童福祉費	7,501,951,000	6,899,021,373	118,246,000	484,683,627	602,929,627
	4 生活保護費	1,442,908,000	1,366,075,215	0	76,832,785	76,832,785
	5 災害救助費	198,311,000	65,501,942	62,470,000	70,339,058	132,809,058

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
4 衛生費		6,597,842,000	6,244,565,617	19,866,000	333,410,383	353,276,383
	1 保健衛生費	1,044,432,000	924,590,277	19,866,000	99,975,723	119,841,723
	2 環境費	3,660,071,000	3,468,126,764	0	191,944,236	191,944,236
	3 斎場費	135,339,000	135,339,000	0	0	0
	4 水道費	360,625,000	331,746,000	0	28,879,000	28,879,000
	5 病院費	1,244,049,000	1,238,049,000	0	6,000,000	6,000,000
	6 看護専門学校費	153,326,000	146,714,576	0	6,611,424	6,611,424
5 農林水産業費		3,483,495,000	2,554,881,659	432,821,000	495,792,341	928,613,341
	1 農業費	1,916,443,000	1,468,455,142	185,750,000	262,237,858	447,987,858
	2 林業費	321,859,000	267,666,027	0	54,192,973	54,192,973
	3 水産業費	1,245,193,000	818,760,490	247,071,000	179,361,510	426,432,510
6 商工費		4,107,284,000	2,932,164,789	690,766,000	484,353,211	1,175,119,211
	1 商工費	4,107,284,000	2,932,164,789	690,766,000	484,353,211	1,175,119,211
7 土木費		4,668,191,000	2,872,115,960	1,464,066,000	332,009,040	1,796,075,040
	1 土木管理費	338,162,000	309,479,622	0	28,682,378	28,682,378
	2 道路橋梁費	3,277,845,000	1,624,338,049	1,454,066,000	199,440,951	1,653,506,951
	3 河川費	235,276,000	191,213,845	0	44,062,155	44,062,155
	4 港湾費	176,479,000	153,622,162	0	22,856,838	22,856,838
	5 都市計画費	295,040,000	266,914,802	10,000,000	18,125,198	28,125,198
	7 住宅費	345,389,000	326,547,480	0	18,841,520	18,841,520

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
8 消防費		2,316,747,100	2,133,070,458	0	183,676,642	183,676,642
	1 消防費	2,316,747,100	2,133,070,458	0	183,676,642	183,676,642
9 教育費		7,026,462,000	5,476,606,366	1,187,889,000	361,966,634	1,549,855,634
	1 教育総務費	1,622,512,000	1,469,203,869	0	153,308,131	153,308,131
	2 小学校費	754,128,000	655,930,482	36,323,000	61,874,518	98,197,518
	3 中学校費	303,624,000	273,594,017	23,194,000	6,835,983	30,029,983
	4 幼稚園費	62,581,000	58,593,211	0	3,987,789	3,987,789
	6 学校給食費	1,245,758,000	1,077,508,741	95,456,000	72,793,259	168,249,259
	7 社会教育費	3,037,859,000	1,941,776,046	1,032,916,000	63,166,954	1,096,082,954
10 災害復旧費		2,530,698,000	1,793,037,142	499,298,000	238,362,858	737,660,858
	1 農林水産施設災害復 旧費	691,701,000	372,637,023	271,998,000	47,065,977	319,063,977
	2 公共土木施設災害復 旧費	1,813,559,000	1,403,864,919	222,913,000	186,781,081	409,694,081
	3 文教施設災害復旧費	23,121,000	14,219,040	4,387,000	4,514,960	8,901,960
	4 その他公共施設公用 施設災害復旧費	2,317,000	2,316,160	0	840	840
11 公債費		6,497,249,000	6,475,576,276	0	21,672,724	21,672,724
	1 公債費	6,497,249,000	6,475,576,276	0	21,672,724	21,672,724
13 予備費		26,882,900	0	0	26,882,900	26,882,900
	1 予備費	26,882,900	0	0	26,882,900	26,882,900
歳 出 合 計		70,573,623,000	61,123,145,649	4,813,228,000	4,637,249,351	9,450,477,351

議第 7 0 号

令和 7 年度天草市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度天草市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和7年度

天草市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	10,798,030,563	円
歳出合計	10,756,291,298	円
歳入歳出差引残額	41,739,265	円

令和7年度 国民健康保険特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 国民健康保険 税		1,365,223,000	1,543,174,775	1,416,961,467	14,502,543	112,053,565	51,738,467
	1 国民健康保険税	1,365,223,000	1,543,174,775	1,416,961,467	14,502,543	112,053,565	51,738,467
2 使用料及び手 数料		800,000	746,620	746,620	0	0	△ 53,380
	2 手数料	800,000	746,620	746,620	0	0	△ 53,380
3 国庫支出金		2,914,000	1,298,000	1,298,000	0	0	△ 1,616,000
	2 国庫補助金	2,914,000	1,298,000	1,298,000	0	0	△ 1,616,000
5 県支出金		8,545,605,000	8,273,550,787	8,273,550,787	0	0	△ 272,054,213
	1 県負担金・補助金	8,545,605,000	8,273,550,787	8,273,550,787	0	0	△ 272,054,213
6 財産収入		1,738,000	1,737,578	1,737,578	0	0	△ 422
	1 財産運用収入	1,738,000	1,737,578	1,737,578	0	0	△ 422
7 繰入金		1,164,012,000	1,072,489,000	1,072,489,000	0	0	△ 91,523,000
	1 一般会計繰入金	940,684,000	849,161,000	849,161,000	0	0	△ 91,523,000
	2 基金繰入金	223,328,000	223,328,000	223,328,000	0	0	0
8 繰越金		7,941,000	7,941,027	7,941,027	0	0	27
	1 繰越金	7,941,000	7,941,027	7,941,027	0	0	27

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
9 諸収入		13,998,000	23,306,084	23,306,084	0	0	9,308,084
	1 延滞金、加算金及 び過料	4,010,000	5,195,920	5,195,920	0	0	1,185,920
	2 預金利子	356,000	124,200	124,200	0	0	△ 231,800
	3 雑入	9,632,000	17,985,964	17,985,964	0	0	8,353,964
歳 入 合 計		11,102,231,000	10,924,243,871	10,798,030,563	14,502,543	112,053,565	△ 304,200,437

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		156,380,000	142,537,689	0	13,842,311	13,842,311
	1 総務管理費	135,340,000	124,459,089	0	10,880,911	10,880,911
	2 徴税費	7,753,000	6,395,146	0	1,357,854	1,357,854
	3 運営協議会費	526,000	283,804	0	242,196	242,196
	4 国民健康保険特別対 策事業費	12,761,000	11,399,650	0	1,361,350	1,361,350
2 保険給付費		8,312,852,000	8,030,258,762	0	282,593,238	282,593,238
	1 療養諸費	7,138,333,000	6,878,578,479	0	259,754,521	259,754,521
	2 高額療養費	1,154,757,000	1,136,940,443	0	17,816,557	17,816,557
	3 移送費	300,000	0	0	300,000	300,000
	4 出産育児諸費	16,000,000	11,619,840	0	4,380,160	4,380,160
	5 葬祭諸費	3,400,000	3,120,000	0	280,000	280,000
	6 傷病手当金	62,000	0	0	62,000	62,000
3 国民健康保険 事業費納付金		2,450,717,000	2,450,715,386	0	1,614	1,614
	1 医療給付費分	1,766,811,000	1,766,810,445	0	555	555
	2 後期高齢者支援金等 分	522,325,000	522,324,311	0	689	689
	3 介護納付金分	161,581,000	161,580,630	0	370	370

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
6 保健事業費		145,927,000	119,399,680	0	26,527,320	26,527,320
	1 保健事業費	8,850,000	6,738,815	0	2,111,185	2,111,185
	2 特定健康診査等事業 費	112,846,000	89,670,944	0	23,175,056	23,175,056
	3 総合保健施設事業費	24,231,000	22,989,921	0	1,241,079	1,241,079
7 基金積立金		1,738,000	1,737,578	0	422	422
	1 基金積立金	1,738,000	1,737,578	0	422	422
9 諸支出金		14,617,000	11,642,203	0	2,974,797	2,974,797
	1 償還金及び還付加算 金	11,630,000	8,892,203	0	2,737,797	2,737,797
	2 繰出金	2,987,000	2,750,000	0	237,000	237,000
10 予備費		20,000,000	0	0	20,000,000	20,000,000
	1 予備費	20,000,000	0	0	20,000,000	20,000,000
歳 出 合 計		11,102,231,000	10,756,291,298	0	345,939,702	345,939,702

議第 7 1 号

令和 7 年度天草市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度天草市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和7年度

天草市介護保険特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	11,469,036,802円
歳出合計	11,220,634,154円
歳入歳出差引残額	248,402,648円

令和7年度 介護保険特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 保険料		1,798,482,000	1,833,293,776	1,828,495,625	1,203,831	4,099,704	30,013,625
	1 介護保険料	1,798,482,000	1,833,293,776	1,828,495,625	1,203,831	4,099,704	30,013,625
2 使用料及び手数料		200,000	183,349	183,349	0	0	△ 16,651
	1 手数料	200,000	183,349	183,349	0	0	△ 16,651
3 国庫支出金		2,948,331,000	2,922,416,915	2,922,416,915	0	0	△ 25,914,085
	1 国庫負担金	1,898,986,000	1,898,986,600	1,898,986,600	0	0	600
	2 国庫補助金	1,049,345,000	1,023,430,315	1,023,430,315	0	0	△ 25,914,685
4 支払基金交付金		2,905,040,000	2,789,261,329	2,789,261,329	0	0	△ 115,778,671
	1 支払基金交付金	2,905,040,000	2,789,261,329	2,789,261,329	0	0	△ 115,778,671
5 県支出金		1,604,792,000	1,561,036,358	1,561,036,358	0	0	△ 43,755,642
	1 県負担金	1,558,363,000	1,514,680,459	1,514,680,459	0	0	△ 43,682,541
	2 県補助金	46,429,000	46,355,899	46,355,899	0	0	△ 73,101
6 財産収入		1,780,000	1,779,704	1,779,704	0	0	△ 296
	1 財産運用収入	1,780,000	1,779,704	1,779,704	0	0	△ 296
7 繰入金		1,938,000,000	1,938,000,000	1,938,000,000	0	0	0
	1 一般会計繰入金	1,708,000,000	1,708,000,000	1,708,000,000	0	0	0
	2 基金繰入金	230,000,000	230,000,000	230,000,000	0	0	0
8 繰越金		425,362,000	425,362,807	425,362,807	0	0	807
	1 繰越金	425,362,000	425,362,807	425,362,807	0	0	807

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
9 諸収入		1, 617, 000	2, 500, 715	2, 500, 715	0	0	883, 715
	1 延滞金、加算金及 び過料	120, 000	44, 620	44, 620	0	0	△ 75, 380
	2 預金利子	952, 000	886, 727	886, 727	0	0	△ 65, 273
	3 雑入	545, 000	1, 569, 368	1, 569, 368	0	0	1, 024, 368
歳 入 合 計		11, 623, 604, 000	11, 473, 834, 953	11, 469, 036, 802	1, 203, 831	4, 099, 704	△ 154, 567, 198

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		286,546,000	270,228,003	0	16,317,997	16,317,997
	1 総務管理費	138,942,000	133,705,951	0	5,236,049	5,236,049
	2 徴収費	6,160,000	5,945,150	0	214,850	214,850
	3 介護認定審査会費	132,785,000	123,220,630	0	9,564,370	9,564,370
	4 趣旨普及費	412,000	360,998	0	51,002	51,002
	5 計画策定委員会費	8,247,000	6,995,274	0	1,251,726	1,251,726
2 保険給付費		10,638,000,000	10,329,083,799	0	308,916,201	308,916,201
	1 介護サービス等諸費	9,553,500,000	9,333,911,801	0	219,588,199	219,588,199
	2 介護予防サービス等 諸費	331,100,000	309,377,489	0	21,722,511	21,722,511
	3 その他諸費	10,000,000	8,418,785	0	1,581,215	1,581,215
	4 高額介護サービス等 費	260,000,000	259,683,263	0	316,737	316,737
	5 高額医療合算介護 サービス等費	35,000,000	31,899,704	0	3,100,296	3,100,296
	6 特定入所者介護サー ビス等費	448,400,000	385,792,757	0	62,607,243	62,607,243
5 地域支援事業 費		349,331,000	282,309,762	0	67,021,238	67,021,238
	1 介護予防・日常生活 支援総合事業費	308,366,000	248,014,627	0	60,351,373	60,351,373
	2 包括的支援事業・任 意事業費	40,965,000	34,295,135	0	6,669,865	6,669,865
6 基金積立金		178,686,000	178,685,700	0	300	300
	1 基金積立金	178,686,000	178,685,700	0	300	300

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
7 公債費		500,000	0	0	500,000	500,000
	1 公債費	500,000	0	0	500,000	500,000
8 諸支出金		162,138,000	160,326,890	0	1,811,110	1,811,110
	1 償還金及び還付加算 金	109,078,000	107,266,890	0	1,811,110	1,811,110
	3 繰出金	53,060,000	53,060,000	0	0	0
9 予備費		8,403,000	0	0	8,403,000	8,403,000
	1 予備費	8,403,000	0	0	8,403,000	8,403,000
歳 出 合 計		11,623,604,000	11,220,634,154	0	402,969,846	402,969,846

議第 7 2 号

令和 7 年度天草市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度天草市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和7年度

天草市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	1, 6 0 9, 2 5 4, 4 5 3 円
歳出合計	1, 6 0 2, 6 8 9, 8 1 5 円
歳入歳出差引残額	6, 5 6 4, 6 3 8 円

令和7年度 後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 後期高齢者医療保険料		1,102,016,000	1,066,314,402	1,063,940,042	147,600	2,577,160	△ 38,075,958
	1 後期高齢者医療保険料	1,102,016,000	1,066,314,402	1,063,940,042	147,600	2,577,160	△ 38,075,958
2 使用料及び手数料		125,000	135,500	135,500	0	0	10,500
	1 手数料	125,000	135,500	135,500	0	0	10,500
3 国庫支出金		1,382,000	1,381,000	1,381,000	0	0	△ 1,000
	1 国庫補助金	1,382,000	1,381,000	1,381,000	0	0	△ 1,000
5 繰入金		520,150,000	520,149,955	520,149,955	0	0	△ 45
	1 一般会計繰入金	520,150,000	520,149,955	520,149,955	0	0	△ 45
6 繰越金		7,421,000	7,421,666	7,421,666	0	0	666
	1 繰越金	7,421,000	7,421,666	7,421,666	0	0	666
7 諸収入		16,401,000	16,226,290	16,226,290	0	0	△ 174,710
	1 延滞金、加算金及び過料	275,000	122,500	122,500	0	0	△ 152,500
	2 預金利子	249,000	256,122	256,122	0	0	7,122
	3 償還金及び還付加算金	1,000,000	841,700	841,700	0	0	△ 158,300
	4 雑入	14,877,000	15,005,968	15,005,968	0	0	128,968
歳 入 合 計		1,647,495,000	1,611,628,813	1,609,254,453	147,600	2,577,160	△ 38,240,547

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		49,292,000	43,929,394	0	5,362,606	5,362,606
	1 総務管理費	45,656,000	42,236,778	0	3,419,222	3,419,222
	2 徴収費	3,636,000	1,692,616	0	1,943,384	1,943,384
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,596,703,000	1,557,918,221	0	38,784,779	38,784,779
	1 熊本県後期高齢者医療広域連合納付金	1,596,703,000	1,557,918,221	0	38,784,779	38,784,779
4 諸支出金		1,000,000	842,200	0	157,800	157,800
	1 償還金及び還付加算金	1,000,000	842,200	0	157,800	157,800
5 予備費		500,000	0	0	500,000	500,000
	1 予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
歳 出 合 計		1,647,495,000	1,602,689,815	0	44,805,185	44,805,185

議第 7 3 号

令和 7 年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和7年度

天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	137,263,130	円
歳出合計	137,126,404	円
歳入歳出差引残額	136,726	円

令和7年度 浄化槽市町村整備推進事業特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
2 使用料及び手数料		58,785,000	57,685,243	56,921,024	0	764,219	△ 1,863,976
	1 使用料	58,785,000	57,685,243	56,921,024	0	764,219	△ 1,863,976
6 繰入金		107,359,000	80,223,000	80,223,000	0	0	△ 27,136,000
	1 一般会計繰入金	107,359,000	80,223,000	80,223,000	0	0	△ 27,136,000
7 繰越金		106,000	106,258	106,258	0	0	258
	1 繰越金	106,000	106,258	106,258	0	0	258
8 諸収入		13,000	12,848	12,848	0	0	△ 152
	2 雑入	13,000	12,848	12,848	0	0	△ 152
歳 入 合 計		166,263,000	138,027,349	137,263,130	0	764,219	△ 28,999,870

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 浄化槽市町村 整備推進事業 費		149,451,000	120,524,802	0	28,926,198	28,926,198
	1 浄化槽市町村整備推 進事業費	149,451,000	120,524,802	0	28,926,198	28,926,198
3 公債費		16,612,000	16,601,602	0	10,398	10,398
	1 公債費	16,612,000	16,601,602	0	10,398	10,398
4 予備費		200,000	0	0	200,000	200,000
	1 予備費	200,000	0	0	200,000	200,000
歳 出 合 計		166,263,000	137,126,404	0	29,136,596	29,136,596

議第 7 4 号

令和 7 年度天草市国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度天草市国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和7年度

天草市国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	317,387,351円
歳出合計	301,823,569円
歳入歳出差引残額	15,563,782円

令和 7 年度 国民健康保険診療施設特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 診療収入		97,800,000	99,788,931	99,788,931	0	0	1,988,931
	1 診療収入	97,800,000	99,788,931	99,788,931	0	0	1,988,931
2 使用料及び手数料		962,000	802,430	802,430	0	0	△ 159,570
	1 手数料	962,000	802,430	802,430	0	0	△ 159,570
3 国庫支出金		0	325,000	325,000	0	0	325,000
	1 国庫補助金	0	325,000	325,000	0	0	325,000
4 県支出金		0	270,000	270,000	0	0	270,000
	1 県補助金	0	270,000	270,000	0	0	270,000
5 財産収入		509,000	507,411	507,411	0	0	△ 1,589
	1 財産運用収入	508,000	507,411	507,411	0	0	△ 589
	2 財産売払収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
6 繰入金		181,832,000	175,596,000	175,596,000	0	0	△ 6,236,000
	1 一般会計繰入金	181,596,000	175,596,000	175,596,000	0	0	△ 6,000,000
	2 特別会計繰入金	236,000	0	0	0	0	△ 236,000
7 繰越金		13,807,000	13,807,931	13,807,931	0	0	931
	1 繰越金	13,807,000	13,807,931	13,807,931	0	0	931
8 諸収入		8,922,000	12,389,648	12,389,648	0	0	3,467,648
	1 諸収入	8,922,000	12,389,648	12,389,648	0	0	3,467,648

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
9 市債		18,500,000	13,900,000	13,900,000	0	0	△ 4,600,000
	1 市債	18,500,000	13,900,000	13,900,000	0	0	△ 4,600,000
歳 入 合 計		322,332,000	317,387,351	317,387,351	0	0	△ 4,944,649

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務管理費		226,359,000	214,752,742	0	11,606,258	11,606,258
	1 総務管理費	226,359,000	214,752,742	0	11,606,258	11,606,258
2 医業費		38,209,000	30,240,738	0	7,968,262	7,968,262
	1 医業費	38,209,000	30,240,738	0	7,968,262	7,968,262
3 基金積立金		1,000	411	0	589	589
	1 基金積立金	1,000	411	0	589	589
4 公債費		57,163,000	56,829,678	0	333,322	333,322
	1 公債費	57,163,000	56,829,678	0	333,322	333,322
5 予備費		600,000	0	0	600,000	600,000
	1 予備費	600,000	0	0	600,000	600,000
歳 出 合 計		322,332,000	301,823,569	0	20,508,431	20,508,431

議第 7 5 号

令和 7 年度天草市斎場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度天草市斎場事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和7年度

天草市斎場事業特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	163,050,749円
歳出合計	156,004,138円
歳入歳出差引残額	7,046,611円

令和7年度 斎場事業特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 使用料及び手数料		9,953,000	8,026,494	8,026,494	0	0	△ 1,926,506
	1 使用料	9,953,000	8,026,494	8,026,494	0	0	△ 1,926,506
2 繰入金		135,339,000	135,339,000	135,339,000	0	0	0
	1 一般会計繰入金	135,339,000	135,339,000	135,339,000	0	0	0
3 繰越金		9,767,000	9,767,349	9,767,349	0	0	349
	1 繰越金	9,767,000	9,767,349	9,767,349	0	0	349
4 諸収入		1,000	17,906	17,906	0	0	16,906
	2 雑入	1,000	17,906	17,906	0	0	16,906
5 市債		11,600,000	9,900,000	9,900,000	0	0	△ 1,700,000
	1 市債	11,600,000	9,900,000	9,900,000	0	0	△ 1,700,000
歳 入 合 計		166,660,000	163,050,749	163,050,749	0	0	△ 3,609,251

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 斎場事業費		86,504,000	77,913,230	0	8,590,770	8,590,770
	1 斎場事業費	86,504,000	77,913,230	0	8,590,770	8,590,770
2 公債費		78,156,000	78,090,908	0	65,092	65,092
	1 公債費	78,156,000	78,090,908	0	65,092	65,092
3 予備費		2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
	1 予備費	2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
歳 出 合 計		166,660,000	156,004,138	0	10,655,862	10,655,862

議第 7 6 号

令和 7 年度天草市一町田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度天草市一町田財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

天草市一町田財産区管理者

天草市長 馬場 昭治

令和7年度

天草市一町田財産区特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	15,043,861円
歳出合計	90,870円
歳入歳出差引残額	14,952,991円

令和7年度 一町田財産区特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 財産収入		75,000	832,197	832,197	0	0	757,197
	1 財産運用収入	73,000	48,282	48,282	0	0	△ 24,718
	2 財産売払収入	2,000	783,915	783,915	0	0	781,915
2 繰越金		14,613,000	14,182,214	14,182,214	0	0	△ 430,786
	1 繰越金	14,613,000	14,182,214	14,182,214	0	0	△ 430,786
3 諸収入		15,000	29,450	29,450	0	0	14,450
	1 預金利子	14,000	29,450	29,450	0	0	15,450
	2 雑入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
歳 入 合 計		14,703,000	15,043,861	15,043,861	0	0	340,861

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		1,265,000	90,870	0	1,174,130	1,174,130
	1 総務管理費	1,265,000	90,870	0	1,174,130	1,174,130
2 予備費		13,438,000	0	0	13,438,000	13,438,000
	1 予備費	13,438,000	0	0	13,438,000	13,438,000
歳 出 合 計		14,703,000	90,870	0	14,612,130	14,612,130

議第 77 号

令和 7 年度天草市新合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度天草市新合財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 25 日提出

天草市新合財産区管理者

天草市長 馬場 昭治

令和7年度

天草市新合財産区特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	1, 233, 925 円
歳出合計	37, 180 円
歳入歳出差引残額	1, 196, 745 円

令和7年度 新合財産区特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 財産収入		2,000	0	0	0	0	△ 2,000
	1 財産売払収入	2,000	0	0	0	0	△ 2,000
2 繰越金		1,220,000	1,231,387	1,231,387	0	0	11,387
	1 繰越金	1,220,000	1,231,387	1,231,387	0	0	11,387
3 諸収入		2,000	2,538	2,538	0	0	538
	1 預金利子	1,000	2,538	2,538	0	0	1,538
	2 雑入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
歳 入	合 計	1,224,000	1,233,925	1,233,925	0	0	9,925

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		295,000	37,180	0	257,820	257,820
	1 総務管理費	295,000	37,180	0	257,820	257,820
2 予備費		929,000	0	0	929,000	929,000
	1 予備費	929,000	0	0	929,000	929,000
歳 出 合 計		1,224,000	37,180	0	1,186,820	1,186,820

議第 7 8 号

令和 7 年度天草市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度天草市病院事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

議第 79 号

令和 7 年度天草市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和 7 年度天草市水道事業会計に係る利益を処分するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度天草市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

議第 80 号

令和 7 年度天草市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和 7 年度天草市下水道事業会計に係る利益を処分するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度天草市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治